

婚姻届

令和 年 月 日届出

大阪府貝塚市長 殿

受理	令和	年	月	日			
第					号		
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

(1)	氏名 (フリガナ)	夫になる人		妻になる人	
		氏名	氏名	氏名	氏名
(2)	住所 (住民登録をしているところ)	番地番号		番地番号	
		世帯主の氏名	世帯主の氏名	世帯主の氏名	世帯主の氏名
(3)	本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	番地番号		番地番号	
		筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名
(4)	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	父	続き柄	父	続き柄
		母	男	母	女
		養父	続き柄	養父	続き柄
		養母	養子	養母	養女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍 (左の☑の氏の人ですでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)			
		<input type="checkbox"/> 妻の氏 番地番			
(5)	同居を始めたとき	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			
(6)	初婚・再婚の別	夫	妻	夫	妻
		<input type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別	<input type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫	妻	夫	妻
		<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻
(8)	夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
		夫の職業	妻の職業	夫の職業	妻の職業
	その他				
	届出人署名 (※押印は任意)	夫	妻	夫	妻
	事件簿番号				

夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> その他
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> その他
通送	夫・妻 年 月 日
使者	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> その他
確認送付	
不受理申出	夫 有 無 妻 有 無

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日も届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当で下調べをしておいてください。)
届書は、1通でさしつかえありません。

証人	
署名 (※押印は任意)	印
生年月日	年 月 日
住所	番地番号
本籍	番地番号

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

には、あてはまるものにのようにするしをつけてください。
の氏の人または、外国人と婚姻する人がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。



届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

- ◎署名は、夫になる人と妻になる人本人が婚姻前の氏名でそれぞれ自署してください。自署することによって、婚姻の合意と意思を示すことになります。
- ◎外国人と婚姻する場合は、別途お問い合わせください。
- ◎押印は任意です。



つげさん